

## I - 4 国内競技大会参加チームのユニフォームについて

### ユニフォーム規程

#### 1. 目的

- (1) 公益財団法人日本バレーボール協会(以下 JVA) が主催する国内競技大会に参加するチームのユニフォームや役員の服装についてその詳細を定めることを目的とする。
- (2) Vリーグ参加チームのユニフォームについては別に定める。また、JVA と他の団体が共催する大会で別に定められた規程がある場合は、その規程に従う。

#### 2. ユニフォーム

- (1) ユニフォーム
  - ① ユニフォームとは、ジャージ（シャツ）、ショーツを指す。6人制においてはソックスもユニフォームに含まれる。
  - ② ユニフォームは配色やデザインが統一されていなければならない。（リベロプレーヤーを除く）
  - ③ チームは、カラーの異なった2種類のユニフォーム（ゲームシャツ、パンツ）を用意することが望ましい。
  - ④ ユニフォームのメインカラー（主たる色）は、概ね2／3以上を占めていることとする。
  - ⑤ リベロプレーヤーはチームの他の競技者とはっきりと区別できる対照的な色のユニフォーム（少なくともジャージ（シャツ）だけは）を着用しなければならない。（明瞭に区別できる色・デザインであること。）
- (2) ゲームシャツ、パンツ
  - ① ゲームシャツおよびパンツは色、デザインが統一されていること。
  - ② ゲームシャツは半袖、長袖、ノースリーブが混在していてもよい。
- (3) ソックス
  - ① 色および長さが統一していること。

#### 3. 選手番号

- (1) ユニフォーム（ゲームシャツ）には、選手番号がユニフォームとはっきりと区別できる対照的な色で、明確に表示されていなければならない。
- (2) 選手番号は6人制においては1～20番、9人制においては1～18番までとする。ただし、やむを得ない場合は1～99番まで認める。
- (3) 選手番号のサイズは、次の通りとする。

6・9人制とも	高校生以上		小・中学生	
	高さ	字幅	高さ	字幅
①シャツ胸部・中央	15cm以上	2cm以上	10cm以上	2cm以上
②シャツ背部・中央	20cm以上		15cm以上	

- (4) ゲームパンツ前面下に、高さ4～6cm、字幅1cm以上の選手番号を付けてもよいが、全員がそろっていなければならない。

#### 4. チームキャプテン

- (1) チームキャプテンは、胸のナンバーの下に、長さ 8cm、幅 2cm のマークを、ゲームシャツと異なる色で付けていなければならない。

#### 5. チームネーム

- (1) ゲームシャツの胸部もしくは背部に、JV A-M R S に届け出たチームネームまたはそれを特定できる略称のいずれかを付けなければならぬ。サイズは規定しない。  
また、チームのシンボルマーク（社章・校章・略号）も付けてもよい。
- (2) ゲームシャツの袖に（袖が無い場合には背面襟下に）所属する都道府県名を付けてもよい。  
なお、都道府県名の大きさはチーム名よりも小さいこと。（高さが低いこと）

#### 6. 選手名

- (1) ゲームシャツ背部の上部中央に、着用する選手の選手名または通称を表示してもよい。（選手名の表示を認めていない種別を除く）
- ① 選手名を表示する場合、出場する選手全員が表示すること。  
② 選手名のサイズは、高さ 6 ~ 8 cm とする。  
③ 文字は、アルファベット横書きにより表記するものとする。  
④ 表記は直線状または、肩の曲線に合わせたゆるやかな曲線状とする。

#### 7. マニファクチャーロゴ

- (1) ユニフォームには、JV A が公認しているメーカーに限り、最大 5 × 4 cm または 20 cm<sup>2</sup> のマニファクチャーロゴをゲームシャツ、パンツにそれぞれ一箇所だけ付けることが許される。  
(ソックスは、左右各々の、内側と外側に付けてもよい)

#### 8. スポンサー ロゴ及びユニフォーム広告

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマーク及びユニフォーム広告を付けることができる。ただし、別途定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従うこととする。
- (2) 試合会場（体育館等）の規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払うものとする。

#### 9. その他

- (1) ユニフォームには、上記 3 ~ 8 以外のものの表示以外は認められない。

#### 10. トレーニングウェア

- (1) トレーニングウェアは全員が統一されていることが望ましい。
- (2) トレーニングウェアにはチームネーム、選手名、選手番号を付けることができる。
- (3) トレーニングウェアには最大 5 × 4 cm または 20 cm<sup>2</sup> のマニファクチャーロゴを付けることができる。
- (4) スポンサー広告については、上記 8 と同様な扱いとする。

## 1.1. アンダーウェア等について

- (1) アンダーウェアはユニフォームの袖や裾、首等からはみ出してはならない。ただし、プレーの動作によってユニフォームの下から見えてしまうことは故意に見せるものでない限り制限されない。
- (2) 医療を目的としたサポーター類は、プレー上危険がある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて、規制されない。
- (3) 明らかに色が違う腰に帯状にまくサポーター、コルセット類はユニフォームの下に着用しなければならない。

## 1.2. ベンチスタッフの服装

- (1) ベンチスタッフはジャケットを着用するか、スタッフで統一された服装でなければならぬ。
- (2) 部長や監督がジャケットを着用し、その他のスタッフが統一された服装であれば許可される。
- (3) 統一された服装であっても、タンクトップのような形状のシャツ類、短パン、ハーフパンツは許可されない。
- (4) ベンチスタッフの着用する服装には最大  $5 \times 4 \text{ cm}$  または  $20 \text{ cm}^2$  のマニファクチャーロゴを付けることができる。
- (5) スポンサー広告については、上記 8 と同様な扱いとする。

以上

# ビーチバレーボール・ユニフォーム規程

## 【1】 目的

この規程は、国際バレーボール連盟（以下、「FIVB」という。）が定めるユニフォームなどの規則に沿って、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という。）、一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟（以下、「JBV」という。）の主催大会に参加するチームのユニフォームについて定めることを目的とする。

## 【2】 定義

ユニフォームとは、上衣（トップス、タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖・長袖シャツ）、下衣（ビキニ、ショートパンツ）を指す。

- 1) ユニフォームは、同一色でデザイン（形状・長さ）が統一されていなければならない。
- 2) ユニフォームのメインカラー（主たる色）は、概ね 3 分の 2 以上を占めていることとする。
- 3) ユニフォームの下にアンダーウェア（コンプレッションショーツなど）を着用する場合は、同一色（ユニフォームの色、または、黒、白、中間色（肌色・紺色・グレー等）でデザインが統一されていなければならない。

但し、長袖、半袖の違いは許容範囲とし、どちらか一方の選手だけが着用することを認める。

また、膝上丈のアンダーショーツは、立位の状態でショートパンツから見えてはならない。

- 4) JVA 公認メーカー以外のアイテムの着用は、暫定措置期間として処理なしでの使用を認める。

# ユニフォーム広告に関する規程

平成 25 年 3 月 3 日

国内競技委員会

## 1. 目的

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下 JVA） 「ユニフォーム規程」に基づき JVA が主催する国内競技会で使用するユニフォーム等の広告に関する事項について定める。

## 2. 広告の表示

- (1) ユニフォームにチームスponサー名または商品名・商標・ロゴマークをユニフォーム（ジャージ、ショーツ）及びトレーニングウェア（以下ユニフォーム等とする）に付けることができる。
- (2) ユニフォーム等に広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、JVA に申請し承認を得なければならない。ただし、Vリーグ参加チームが Vリーグ機構より許可を得ているものについてはこの限りではない。
- (3) 前項の申請は、JVA 所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由して JVA に提出しなければならない。
- (4) ジャージにつける広告はチームネームより小さく、チーム名や競技者番号等の識別が可能なものとする。
- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル  $380 \text{ cm}^2$  を超えてはならない。
- (6) 広告の表示は、チーム全員が同じものでなければならない。

## 3. 広告の条件

- (1) 次に該当する広告は表示してはならない。
  - ① 政治活動・選挙活動または宗教活動に関するもの。
  - ② 風俗営業に類するのもの。
  - ③ 意見広告や売名を目的としたもの。
  - ④ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの。
  - ⑤ 責任の所在が不明確なもの。
  - ⑥ 人権侵害や名誉毀損、差別的な内容のもの。
  - ⑦ 反社会的な内容。
  - ⑧ 公序良俗に反するもの。
  - ⑨ その他、JVA がその目的に照らして、相応しくないと判断したもの。
- (2) 表示された広告が不適当であると JVA または公式競技会共催者が判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。

## 4. 制限および停止

- (1) JVA または公式競技会共催者は、競技会規定等によりチームの広告表示を制限することができる。この場合、チームは広告のついたユニフォーム等を着用することはできない。（何らかの方法で、広告を隠す等の処置ができれば着用できる。）
- (2) 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、当該チームがその実費を支払うものとする。

以上

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

## ユニフォーム広告申請書

所属協会名		所属連盟	
チーム名		チームID	
代表者名		連絡先(電話番号)	

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示開始希望日	20 年 月 日から				サイズ cm <sup>2</sup>	
掲示する場所	広告主名	広告主の業種	供与されるもの			
ゲームシャツ	前面					
	背面					
ゲームパンツ						
	トレーニングウェア	前面				
背面						
合計						

※掲示する広告の詳細(デザイン、配色等)を添付すること。

上記の申請について、JVAユニフォーム規程に基づき、これを承認する。ただし  
競技場において、広告掲載料が発生した時にはチームがこれを支払うこと。  
競技会の規程によって、広告の掲載が禁止もしくは制限されている場合にはこれに従うこと。  
参加する競技会にはこの承認書を持参し、代表者会議時に掲示し、確認を得ること。

都道府県協会 承認欄

承認日 20 年 月 日

承認者

バレーボール協会

会長

(公財)日本バレーボール協会 承認欄

承認日

20 年 月 日

承認番号

2024-

承認者 (公財)日本バレーボール協会

競技委員会 委員長

【申請フロー】①都道府県協会の競技委員長が申請(Excelファイル提出(pdfも可))  
申請先: kyougi\_uni@jva.or.jp \*掲示開始希望日の1か月前までに申請すること  
②JVA競技委員会にて確認・差戻・承認  
③JVA事務局より承認書(印済)を申請元へ送信  
④都道府県競技委員長は該当チームへ連絡